

豊明市広告付き番号案内表示システム及び  
デジタルサイネージシステム設置事業企画提案書等評価基準

豊明市広告付き番号案内表示システム及びデジタルサイネージシステム設置事業企画提案書等の評価基準は、次のとおりとする。

1 審査方法

提出された企画提案書等の書類審査

2 評価方法

(1) 書類審査

提出された企画提案書等に記載された内容について、豊明市広告付き番号案内表示システム及びデジタルサイネージシステム設置事業選定委員会(以下「選定委員会」という。)が審査を行う。

なお、企画提案における評価項目、評価基準、配点割合は次表のとおりとし、審査委員ごとに提出書類プレゼンテーションの内容を総合的に評価・採点する。(1人100点、計500点)

評価項目	評価基準	配点
会社の業務実績	業務実績	10点
業務推進体制	業務実施・保守体制	10点
提案内容・取組姿勢	各課題に対する提案について 【テーマ1】 提案するシステムの機能、配置等について 【テーマ2】 行政情報及び広告発信の手法等について 【テーマ3】 自社の独自性・優位性、その他提案について 本業務に対しての取組意欲 プレゼンテーションの評価	30点 20点 20点 10点
	合計	100点

(2) 受託候補者の選定

選定委員会は、業務提案ごとに点数を合計し、500点中250点以上獲得した提案者のうち総合評価点が最も高い事業者を受託候補者として選定する。なお、参加が1事業者の場合であっても、本プロポーザルは成立することとするが、総合評価点が250点に達しない場合は、その提案者は受託候補者として選定しないこととする。

(3) 総合評価点が同点の場合

審査委員ごとの順位を比較し、1位を獲得した数が多いものを上位とする。それでも同点の場合は2位を獲得した数により比較する。以下、下位まで同様に比較することにより、順位を決定する。

3 審査結果の公表及び通知

- (1) 審査結果は、すべての提案者に電子メールにより通知する。電話、口頭、FAX等による問い合わせには応じない。
- (2) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (3) 審査結果について、市ホームページで受託候補者及び合計得点を公開する。  
なお、採点基準、選定委員ごとの得点、内容等は非公開とする。
- (4) 審査結果内容について公開を求められた場合は、豊明市情報公開条例(平成13年豊明市条例第29号)による。